

東京本社
副社長
九州本部長
殿

尚上記の文中にあり、且つ目下進行中の三井の第二会社には、彼の資本は少しも入
れず、重役選中も目下三井を憾敵になつた重役を以つて構成すると云ふこととす。

以上

寫

(5)~4

昭和卅一年八月二十日

東京都中央区銀座七丁目五番地の一
共同石炭鉱業株式会社
社長 入交 太 蔵

三井鉱山株式会社
社長 栗木 幹 敏

営 業 分 限 有 限 公 司 の 件

函 答

略下三伏の折柄御社益々御營業の發達を望みます。

再者、御社僱用特別な御厚慮に預り、別業以幸大過なく今日あるを得ましたことは、偏に御社の福と深く感謝致して参ります。

採て、去る昭和卅年十月五日付を以つて御願の申上げました登記の営区分限方御願の件で御座りますが、其の後種々御審議について御迷惑をさかけ致して参ることも誠に恐縮致して参ります。

就きましては、当社にかましても、右の御願い申上げました区域については其の
後理々考究を重ねました結果、先般（昭和廿年十月五日付）分譲方御願いの面積
が、或は余り大に失したために貴社に御迷惑をおかけしているのではないかと
考えられ、且つ又、仄聞する感にいたしますと、右区域の深部には未だ貴社に於い
て一部使用されている坑道或いは施設のあることを知り得ましたので、種々検討
の結果、相当の間水炭礦を探索し、それより上部の区域を調査致しまして再度御
分譲方の御願いを得たく、重ねて本願書を以つて御願申上ぐる次第であります。
勿論右の調査致しました区域については詳細な貴社の御事情を存じませず、從
つて更に多くの修正を受くことは存じますが、差ねて具圖致し、且つ又資料
添付図にても御了の如く、窮迫した当社の事情も諸まりの状態を打圓させて
頂くために、何卒特別の御配慮方を懇願申上ぐる次第であります。

分譲を御願い申上げます炭層は、杉谷層、編編層、海軍八尺層、土間八尺層で
御座いまして、別紙添付申上げました図面の断面図にも記しました通り、斷層の
寄附を利用して右各層とも、当方の現在採行致して居ります坑口より簡単に
採炭開始が出来ますので、幸いにして御配慮を得ることが出来ますれば、小生を
始め従業員一同まことに幸々に存じます。

敬具

重ね々の御願いで甚面の至りで御座いますが、当社の右事情を御察下さいます
して特別の御配慮を相煩わし度く、御願い申上げます。

昭和廿一年八月廿七日

日吉 敬 宗 所

明 石 友 助

宇 佐 見 敬 一

福 社 長
東 京 本 社 長
九 州 本 部

三井鉱区について

冠 省

昨日午前明石、宇佐見の両名三井山野に出頭致し、別紙の如き御願書を正式に提出致しました。

前日山野の所長御殿氏は御不在のため、御本部長御連長、企畫長代理甲谷氏に御願書説明申上げ、上司への供進方を懇話していただきました。

今回正式に申込みました区域の面積は、別紙の如く約廿三万坪であり、その収収量は有煤層三八九五〇〇噸、無煤層石一二五四二〇〇噸合計一八一七、七〇〇噸は充分計上され得ると思ひます。この炭層貯蔵の設備になつたものは、山野の金田郷より

入手しました御願書によるものでありまして、従つて三井の人に対しては絶対に秘密に御願ひします。

若し増区が可能になつた場合の決裁履歴は、これよりぐつと小さな数字で折衝の方針でありますが、念のため。

前記案正式に申込みました区域を改次にわたつて訂正してありますので、これまでの経緯を御参考紙に附記致してきます。

第一回申込みは昭和廿年七月七日附にて、その範囲は「旧山野一統別荘区域」として面積を添附せず、分區に對する地方の意思の供進に重点をみました。

第二回の申込みは昭和廿年十月五日附にて、第一回申込以後炭石炭合理化臨時措置法の規定により、新炭田開発が不可能になり、且つ大区域の爲め交渉の進展が容易でない

ので、一區地方の意思の供進さへしてあげば大半の目的は達せられたので、これを削減し、地方の鉱区の下部を大縮小を除いた全部と云ふこととして申込みました。

面積は添附してあります。面積は約二五一万坪、収収量は有煤、無煤合計で約五八五万噸。

この第二回正式申込以後、今日迄現場で炭田の折衝を持ち乍ら交渉の進展がなかつ

たのは、先便でも申上げました如く、先方の第二会社設立のため分限と折衝中であり、その折衝の困難を感じていると共に、更に北区の分限問題なぞ另議に提出出来ないので、従つて先方の第二会社設立以後にして欲しいと云ふ事で今日迄延滞している次第であります。

他が去る八月廿三日先方の第一会社も完全に満了終了、対外的にも正式の領事がありましたので、昨日改めて第三回目の申込みをした訳であります。

従つて上記の如く、正式には今回の申込みは、第三回目と云ふことになり、且つその申込み方法も、たゞ単に第一回申込みの分の領便と云ふ形をとらず、前回申込みの圖面を修正して、先方が振付しあひやうに形を記入充訳ですが、これには種々理由があり、且つ所うして申込んだ方が事態を進展させるのに有利だとの観点から立つて修正申込みをした訳であります。

詳細は圖面の後念に申上げます。

以上要用のみ。



Red handwritten mark or signature in the top right corner.

昭和三十三年一月二十四日

日 表 監 察 所



副 社 長
東 京 本 社 中
九 州 本 社

三井鉱区探査計画書提出ノ件

頭書ノ件ニ付キ別紙ノ通りノ願書三井鉱区山形探査所ニ止副二道
提出致シ至急査察所ニ於テ御検討ノ上三井産(京)本社ニ願申添付ノ
上御返方御願致シ箇中御知了知相成リ度候

右





和 順 香



昭和32年1月23日

三井鉱山株式会社山形鉱業所
所長 湯浅繁吉 殿

共済石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
所長 宇佐見 敬一 殿

鉱区分譲御願いの件

謹啓

時下成蹊の如く御社益々御清神之景慶賀至誠に存じます。

従て昭和31年8月20日付弊社より鉱区分譲の御願いを申上げました区域につきまして、其の後若し御許可の承諾を賜りました上は如何ように照会するかにつき、貴方に於いて調査研究を進め次のような開発計画を立案致しました。

何分にも御社の詳細な御事情を存じませず、従つて弊社の勝手な計画となり、御社の御賛同を受けることと思ひますが、次にその開発計画の概要を申述べさせていただきます。

4. 杉谷層関係の開発計画概要

杉谷層は別紙図示の現在日吉鉱業所で採行中の杉谷五尺層を

延長しますと直ちに御社の敷区内に入ります。

この所屬層の区域は着手後6ヶ月で1,000^{sq}ftの出現可能であります。

その後は、杉谷右斜印を掘削の如く設定し、斷層線の区域を10ヶ月の予定で開発し2,500^{sq}ftの出現計画であります。

以上の開発に併行して現在の竹藪坑沖井気筒を重要漏洩部を切替へ、該層より左部の水平掘入坑道によつて杉谷右斜印を設定すると同時に、別に該坑の如く沖気筒を地表より新に掘削し、掘削の深さ60mの位置より沖気斜坑道として前記杉谷印に連絡し給沖気筒坑とします。

此の工事は12ヶ月で完成の上杉谷右斜印とも連絡し、その後の杉谷層の出現は沖気坑へ掘削を切替へます。

2. 海軍八尺層開採の開発計画概要

この計画は、海軍五尺層、土間八尺層、海軍八尺層の探採計画で、海軍八尺層に主要巻印坑道を設定し、各曲片の掘入坑道によつて上部の二層層（土間、海軍）の探採を実施します。

主要巻印坑道は、杉谷五尺印を再用し、断層を切つて海軍八尺層に掘削し、それより斜印を設定して該地区より1,500^{sq}ftの出現予定であり、着手後12ヶ月で出現可能であります。

それより石水平坑道を設け前記沖気筒、および沖気斜坑道

と連絡の上は海軍八尺層を設定し1,500^{sq}ftの出現計画で、この開発工事は着手して6ヶ月を要する計画であります。

従つてこの関係の開発工事は約6ヶ月で一切完成し、杉谷層、海軍八尺層開採の各計出現は最終の形としては1,000^{sq}ftの出現計画であります。

以上に対する坑外設備は、弊社の現有坑口の活用によつて新設の必要は認められませんが、一部補修、改造等を計画してゐます。

以上の如く弊社と致しましては、日吉試案の余命少い今日、將來につき甚だ憂慮に堪えないものがあり、これが打開策は固へに御社の御事情にお譲りするより能く、御願申上る次第でございます。

尚 開発計画の詳細につきましては、若し御必要がありますれば別紙をもつて御説明申上げる所存であります。

以 上

(5)~5

鉦区分議神願書

32.1.23
再提出分

寫

秘

印

高 1

昭和廿二年七月十五日

写 照社長殿、久保田常務殿、明石常務殿

共同石炭鑛業株式会社
東京本社

印

島廻 鉱業所
濱 田 所 長
吉 川 技 師 長
殿 殿

北炭の豊平炭鉱租鉱権区域非営の件

右に付拾日付貴輪十三日拝読致しましたが本件に就き三井鉱山から何等の連絡もなかつたので不取敢電断で中小原氏に御来旨の趣を照会致しました地北炭社長殿から福岡氏に北炭の了解なしに消費者なら兎も角同社又は同業者との共同経営で租鉱権区域を譲行する事は困ると云われた事は確実である事が判りました。従つて將來は兎も角本年は譲渡の譲渡は無意味だと思ひます。

共同石炭鑛業株式会社

22.2.10



証書

尚本件を中小原氏から貴方に連絡した経緯を述べますと貴所吉川技師長殿が本年度の調査を如何にすれば良きかと云う照会状を菊池課長殿に差出した由の処生憎菊池課長は中小原氏と同道北海道に旅行中であつたので同書状は北海道に移送され菊池課長は同書状を北海道で見ためて早速中小原氏を札幌に派して福岡社長氏に面会させ事情を聴取させた結果上記の事が判明したからであります。

中小原氏は当方に早速連絡すべきであつたが福岡氏から直接社に書状を出すと言つていたのでつい連絡が遅れて居て誠に済まなかつたと云つて居ります。

右様の次第で今後は何卒三井鉱山との関係事項に就ての往復文書は当方にも連絡願えれば幸甚に存じます。

以上

大同石炭産業株式会社

22.3.29





昭和廿二年七月十六日 写 副社長殿、濱田常務殿、久保田常務殿

日吉鉱業所



明石部長

宇佐見所長

殿 殿

共同石炭鑛業株式会社
東京本社

貴鉱区より山野鉱区に搬運の件

右に付十三日三井鉱山中小原氏から左記の通り電着がありました。
山野湯浅鉱業所長殿は本件打合わせも兼ね目下上京中の処、三井
上層幹部の意向として本件は大体良からうとゆうことに一致し居
るも何分炭量も多い事故一度に全部確約することは外部に対する
影響も大きいとして数回に区切つてやり、結局は全部にかよふと

共同石炭鑛業株式会社

ゆう事にした。意向らしいから含み置けとの事でした。

然し当方としては生産設備其の他を考慮すれば予定通り全部を一括
取極め度いと思ひますので本日中小原氏を往訪して極力全部一括取
極めの事に努力あり度き旨懇願致しました。船頭氏の意見としては左
記の通りであります。

〔三井は一度に全部を取極めるとなると対象が本層群丈に辻、西
田、組合等を判殺し其の影響は相当甚大なるを危し居り仲々
興與困難と思ふ故共同としては是れには余りこだわらぬ方が賢
明だ

〔祖氣権で行くか、鉱区を買い取るとゆう事は現地で山野と相談す
ればよいが自分としては三井には難色は無いと思ふので炭量其
他の点に於て祖氣権でやる方が有利だと思ふ

〔日吉も既に御承知と思ふが生産炭の一部を三井が賣う事は本件
取極めの前提条件である



成子宛

もあり何やかやで遅れて居るので山野辺見執行課長代理、中谷
 雄務部長等に対して早々案を作り東京に送る様依頼してあるか
 ら日吉も積極的に案を作る様働きかけて呉れる様になせよ
 右様の事情故何卒御善処願います。
 先は右御報告々御願致します。

以
上

共同石灰産業株式会社

控

昭和33年12月26日

三井鉱山株式会社山形鉱務所

所長 原 新 又 次 殿

栗原石灰工業株式会社日吉鉱務所

所長 宇佐見 新一

坑道遺棄掘削の件

昭和30年3月25日付を以て貴社と当社の間に於て契約を締結致しました当敷区域内の掘削のため竹藪坑に於ては杉谷本洞（加管2.4米×2.2米/木杉谷沿層）及び左二片（加管1.8米×2.1米）杉谷二尺2坑に於ては溝田（加管2.4米×2.1米/木海入沿層）が貴社非瓦斯坑務所長在籍敷区域内を通過致します（別紙図示）従つて前記坑道遺棄のみにて掘削放棄することを締約申します、仍て列平石の事情を御察照の上（別紙図示）坑道遺棄を御承認下さいませ御返願申上げます。

以 上

33/1~4 無煙・燐石 炭價表

共阿石炭製煉株式会社

品 名	1 月	2 月	3 月	4 月
島 郡 無 煙 炭	4,600	4,000	3,700	3,300
島 郡 洗 中 炭	4,300	4,000	3,700	3,500
島 郡 特 小 炭	3,450	3,450	3,200	3,200
島 郡 洗 粉	4,250	4,000	4,000	3,500
島 郡 上 粉	3,250	3,250	3,200	3,200
島 郡 並 炭	4,200	4,200	4,200	4,000
島 郡 別 炭	4,400	4,400	4,400	4,000
島 郡 別 粉	2,800	2,200	2,200	2,200
島 郡 精 粉	1,500	1,500	1,500	1,500
島 郡 燐 燐 石	5,100	4,500	4,500	4,500
島 郡 特 粉	4,750	4,600	4,600	4,250
島 郡 並 燐 炭	3,200	3,000	3,000	3,000
島 郡 並 燐 切	2,900	2,900	2,900	2,400
島 郡 並 粉	2,350	2,350	2,350	2,350
日 吉 竹 炭 燐 石	4,600	4,600	4,600	4,600
日 吉 八 尺 燐 石 炭	3,700	3,500	3,500	3,000
日 吉 八 尺 燐 石 小 炭	3,400	4,700	4,700	4,700
日 吉 八 尺 無 煙 粉	3,700	3,000	3,000	4,500

33/1-4 無煙・備石 炭新換算

共同石炭鉱業株式会社

品 名	1 月	2 月	3 月	4 月
島 畑 無 煙 塊	4,600	4,600	5,700	5,500
島 畑 洗 中 塊	4,300	4,000	5,700	5,500
島 畑 特 小 塊	5,450	5,450	5,200	5,200
島 畑 洗 粉	4,250	4,000	4,000	3,500
島 畑 上 粉	3,250	3,250	3,200	3,200
島 畑 並 塊	4,200	4,200	4,200	4,000
島 畑 別 塊	4,400	4,400	4,400	4,000
島 畑 別 粉	2,800	2,200	2,200	2,200
島 畑 細 粉	1,500	1,500	1,500	1,500
島 畑 特 備 石	5,100	4,500	4,500	4,500
島 畑 特 粉	4,750	4,600	4,600	4,250
島 畑 並 備 塊	3,200	3,000	3,000	3,000
島 畑 並 備 切	2,700	2,700	2,700	2,400
島 畑 並 粉	2,350	2,350	2,350	2,350
日 吉 竹 炭 備 石	4,600	4,600	4,600	4,600
日 吉 八 尺 備 石 塊	5,700	5,500	5,500	5,000
日 吉 八 尺 備 石 小 塊	5,400	4,900	4,900	4,700
日 吉 八 尺 備 石 粉	5,700	5,000	5,000	4,500

10/

昭和33年2月1日

高井敏佳様

菊池秀夫

拝啓

御手紙再見いたしました。

其の後益々作元等の由大慶に存じます。相て梅田技師長と矢島技師長に申入りの件について御返事申し上げます。

(1) 二の問題は貴所の出炭を当社で買取る契約が含まれておりますので、どうしても話し合いの上でないと契約案も作成出来ませんので、炭量に就てもお協議し合つて決定せざるを得ないと思ひます。

(2) 今回の場合は可成り少なく租額権に存じと思ひますので、炭量で決済するのでなく出炭した石炭に就いて租額料を払ふことに致しますから全炭量は余り意味もたないと思ひます。

以上から考へて“山野と日産が内通云々”

102

そに配する必要は金銭ないと思ひます。
貴方としては当然のことと思つておられ
ますからに配されたい様 明石常務にも
所伝へ願ひます。
時節柄充分 仰自費の程 祈り上げ
ます。

敬具

5



昭和33年10月

共同石炭炭業株式会社
日吉炭業所

出炭計画説明書

1. 採掘の概況

日吉炭業所は採掘第1278号及び組数第10号の2鉱区を合併産出し、その可採炭量及び坑口別出炭数量、並びに炭種別出炭数量は別紙添付の出炭計画表の通りであります。

右計画表中にも明示してあります如く、当方三坑の月産1000吨は昭和33年1月に採掘を終了、更に海軍八尺坑の月産2000吨も33年3月には採掘終了の予定であります。

これらの自鉱区内の出炭減少は、別表の如く逐次他の坑口の出炭増強、或は休止坑口の再開等によって補償して行く方針であります。併し乍らいづれにせよ自鉱区内の経済的採炭量の合計が28万屯程度であります。ここに3年前後で其山する状態となつております。

即ち今次貴鉱区の一部御分額方を御願ひ申上げました所以であります。

2. 増区後の出炭計画

増区後の出炭計画立案の基礎となつた当方の構想は、先ず当方の市場維持の爲に従来通り月産4500屯を確保し、三井納炭の

分は増産によつてその責任を果したいと云うことあります。即ち今次増区々域の全炭量の $\frac{1}{3}$ 、約100000屯を責任納炭数量とし、之を別表の如く約3年7ヶ月(月平均2000屯納炭)で完納したい方針であります。

勿論その爲には右の増区手続の完了が極めて早期に果されることが必要と望ましいことではあります。但し之を昭和33年3月迄(昭和32年度)に手続を終り、4月より掘進を始めると仮定しても、別表の如く新層掘進後増産して切羽設定の上正風の出炭状態になりますのが昭和34年の10月、約18ヶ月を要します。

従つて貴方が正常に貴方に対して納炭を開始します時節もそれ以後になり、之では早稲納炭を希望される貴方の要望に充てること不可能でありますので、若し右の増区手続が33年3月末に完了されると云う見通しが可能ならば、当方はたとへ御戻以前と云へども何等かの方法で自鉱区内の出炭を増産し、之を振替えて昭和33年7月頃より月産800屯程度を前納炭としても差支へないと思つて居ります。

勿論この前納炭数量は、合計の納炭責任数量の一部として処理して頂く考へてあります。

別表の出炭計画表は、すべて右の構を主旨のもとに作成したものであります。

即ち上述の如く、増区完了後当方の採炭計画は月産8000乃至10000屯と云うことになり、その内三井納炭約2000屯で、当方の販売量は現在同様4500屯の計画であります。



御承知の如く今次の増区々域は熟炭区域又はFンの掘入によつて炭層は脆化し、ボケツト状態にあると考へられ、採炭の機械化は困難でありますために、大部分人力に依る増産方法をとらなければなりません。

従つて労働者の大量増員が必要であり、これに伴い炭住の増産等諸種の復雑な問題が生じて来ます。

問題は更にここにあり、所謂炭量に対応しない通商投資の弊を防がうとすれば、どうしても上述の如き2000屯〜2500屯程度の増産しか期待出来ず、吾々はこれがその上限ではないかとさへ思つておるのであります。

以上別表出炭計画の作製内容について、貴方の基本的な考へ方の概要を説明申上げました。勿論これは原局的な考へ方でありまして、愈々現実的に操業実施をするやうになりますと、作業の進捗の程度によりましてその間に若干の弾力性（納炭開始の時期、或いはその月別の数量等の若干の変更）を持たせて頂きたいと思つております。



(5)~6

32年10月

櫻井分

炭炭計画説明書

(6) 614租地地区

山元楽地契約

山紀発第 168 号
昭和33年10月2日

共同石炭日吉鉱業所
所長 宇佐見 敬 一 殿

三井鉱山株式会社山野鉱業所
所長 湯 淺 寛 一

租地権設定契約書等送付について

先般来よりお打合せ願つて居りました地租契約書並びに関係
書類下記の通り御送付申し上げますから御査収願います。
なお契約書は御検討の上御異議がなければ貴社後印押印の上
/部御返送下さるようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|----------------|---------|----|
| 1. 契約書 | 当事者用 | 2部 |
| | 官庁用 | 2部 |
| 2. 租地権設定申請用委任状 | | 1部 |
| 全 | 商業登記簿抄本 | 1部 |
| 全 | 資格証明書 | 1部 |
| 全 | 印鑑証明書 | 1部 |

以上

昭和三十三年十月十三日

日吉 鉱 業



東京本社
副社長 御中
九州本館

三井鉱山製約書送付ノ件

持啓蓋々御留保ノ取置申候

三井鉱山ト製約サレ本証書ハ九州本部へ専ハ副社長殿東京本社ニ
別紙ノ通り本日御送付申上候間御受取被下度候

右



(山元実施用)

拾月
印

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探採権登録第1377号鉱区の一部別図図示の

(A)区域面積4334アールに賦存する炭層のうち杉谷五尺層および同の三尺層

(B)区域面積3257アールに賦存する炭層のうち編橋五尺層、2.4下二尺層

(C)区域面積2875アールに賦存する炭層のうちFマ八尺層および海軍八尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

2前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じても甲乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図図示区域の杉谷五尺層、同の三尺層、同区域の編橋五尺層、同区域の下二尺層、Fマ八尺層、海軍八尺層および同区域の全設定炭層については、保護炭柱としてこれを採掘しないものとする。

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から5年とする。2前項の期間は、甲乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租鉱料は金44670千円とし、乙は甲に同租鉱権設定登録と同時に金21670千円を支払い

同金43000千円を租鉱権設定登録の翌月より毎月末均等額を支払い、10ヶ月をもつて完済するものとする。

第5条 乙は租鉱区の採掘については、予め甲に施業案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の租鉱区採掘について、随時その採掘箇所に入入り調査その他調査をなし、又は調査資料の提出を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所乙の費用で(ダム)を構築するものとする。

2前項の(ダム)構築について乙は一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租鉱区の採掘に因り、甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2高一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責を負うものとする。

第9条 租鉱区の採掘に基く鉱害については、乙が全責任を負うものとする。

2乙は租鉱区の採掘完了后又はこの契約解除后といえども前項の責任は免れ得ない。

第10条 乙は前条の鉱害賠償の保証金として租鉱権設定登録の月より毎月20000円を金13622千円に達するまで、甲に積立てをせよ



ばならない。

但し臨時石炭被害復旧法禁止の場合は、乙の積立総額金^は27/55
千円とし^は其積立方法に付ては別途協定する。

2 物価の著しい変動により前項の金額を改訂する必要が生じた場合は甲乙改めて協定するものとする。

3 第1項の保証金は租炭区の採掘に基く被害の賠償が完全に終了したときにこれを清算するものとする。

第11条 乙はその産出にかゝる有煙粉炭(4500cmt)保証
103700噸を甲に売渡すものとする。

2 乙は前項の有煙炭以外に燐石を甲に売渡すものとし、その數量價格については都度甲、乙協定するものとする。

3 売買条件の細目については、甲の若松支店長と別途協定する。

第12条 前条第3項に規定する場合を除き、この契約に基く細目事項につき必要ある場合は、甲の山形鉱業所長と乙との間に於いて別途協定するものとする。

第13条 乙は租炭区に関して発生する地元関係問題については、全責任をもつてその解決にあたるものとする。

第14条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承認をなし、第三者に譲渡し若しくはその他権利の対象としてはならない。

第15条 乙が租炭料の支払、被害賠償保証金の積立その他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第14条 本租炭種取定のための申請書に添附する契約書については別途作成するものとする。

第17条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に疑義を生じたときは、甲、乙互に協議をもつて協定しその解決に出るものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和30年5月25日

東京都中央区日本橋室町2丁目/番地1

甲 三井炭山株式会社
社長 栗木 幹 (印)

東京都中央区銀座7丁目/番地1

乙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入交太 郎 (印)

印 拾 月 印

丁 解 事 項 集

1. 三井鉱山株式会社と共同石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和30年5月25日付契約書（以下契約書と云う）第2条後段句に規定する租款料金 $\text{¥}3,000$ 千円の支払については共同石炭鉱業株式会社は租款権設定登録と同時に金 $\text{¥}3,000$ 千円宛の各支払期日の前払手形10葉を提出するものとする。
2. 契約書第10条に規定する旅客賠償保証金に対しては、貸付借託（5年口）相当の明子を付するものとする。

昭和30年5月25日

三井 鉱 山 株 式 会 社
社 長 栗 本

印

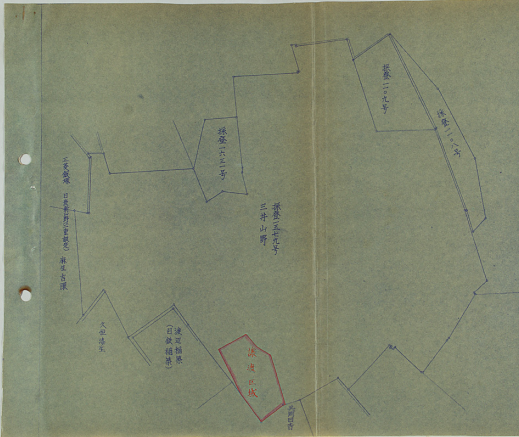
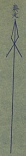
共 同 石 炭 鉱 業 株 式 会 社
社 長 入 交 大 蔵

印

(6) 614 租 款 区
(山元実施用契約書)

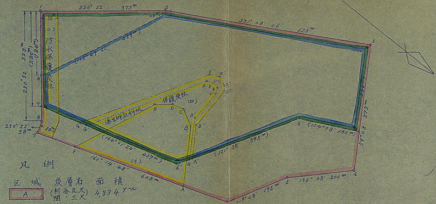


契約書添附圖 縮尺二方分之一



契約書添附圖

縮尺五千分之一



- 凡例
- 区域
A (紅色) 梨谷五尺 面積 4,934 7-²
 - B (綠色) 間三尺 面積 3,258 7-²
 - C (藍色) 下二尺 面積 2,895 7-²
 - 保護界柱 (黃色) 保護界柱

保護界柱區域決定表	梨谷五尺 間三尺			竊竈五尺			下二尺 下八尺 海軍八尺		
	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離
(1)	6-A	161°14'48"	142	6-A	301°38'	42	6-A	301°38'	50
	A-B	239°30'	180	A-B	239°40'	123	A-B	239°40'	95
	B-C	208°30'	54	B-C	272°20'20"	90	B-C	271°36'33"	121
	C-D	167°15'	36	C-D	247°30'	20	C-D	247°30'	27
	D-E	128°25'	56	D-E	199°00'	18	D-E	199°00'	28
	E-F	116°19'11"	271	E-F	155°00'	20	E-F	155°00'	32
	F-G	161°14'48"	115	F-G	121°45'	386	F-G	121°45'	415
			G-7	164°01'24"	143	G-7	164°01'24"	122	

租64号(7)

官才提出用

租續推設定契約書

官才提出用

(17)

三井炭山株式会社



租賦権設定契約書

三井炭山株式会社を甲とし、共同石炭炭業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租賦権を設定することについて、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の昭和三十九年採掘権登録第1577号鉱区の別図に示す

(1)A区域面積63367アルに賦存する炭層のうち杉谷五尺層および間の三尺層

(2)B区域面積21557アルに賦存する炭層のうち細編五尺層および下二尺層

(3)C区域面積2593アルに賦存する炭層のうちD八尺層および海軍八尺層に租賦権を設定することを承諾する。

1 前項の表示面積については、所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じて甲、乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租賦権設定承諾区域の内、別図に示すC区域の杉谷五尺層、間の三尺層、B区域の細編五尺層、D区域の下二尺層、D八尺層、海軍八尺層およびC区域の全設定炭層については保護炭柱としてこれを選掘しないものとする。

第3条 第1条の租賦権存続期間は、設定登録の日から5年とする。

1 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租賦料は金64,670千円也とし、乙は甲に

(1)租賦施設定登録と同時に金64,670千円を支払い

(2)金63,000千円を租賦施設登録の翌月より毎月末均等額

を支払い、10ヶ月をもつて完済するものとする。

第5条 乙は租賦区の採掘については、予め甲に施業案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならぬ。これを変更しようとするときはまた同様とする。

第6条 甲は乙の租賦区採掘について随時その採掘箇所に入り調査その他調査をなし、又は必要資料の提出を求めることができる。

1 前項の場合については、乙はこれを承諾してき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所乙の費用で「ダム」を構築するものとする。

1 前項の「ダム」構築について乙は一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租賦区の採掘に因り甲の事業に支障を来たさいよう最善の処置を講ずるものとする。

1 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第9条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾なしに、第三者に

譲渡し若しくはその他権利の対象としてはならない。

第10条 乙がこの契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

1 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても乙に損害賠償を請求することができる。

第11条 この契約に基く細目事項につき必要ある場合は、別途協定するものとする。

第12条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し甲、乙各1通を保有する。

昭和20年2月25日

東京都中央区日本橋區町3丁目ノ番地ノ

甲 三井炭山株式会社

社長 栗木 幹



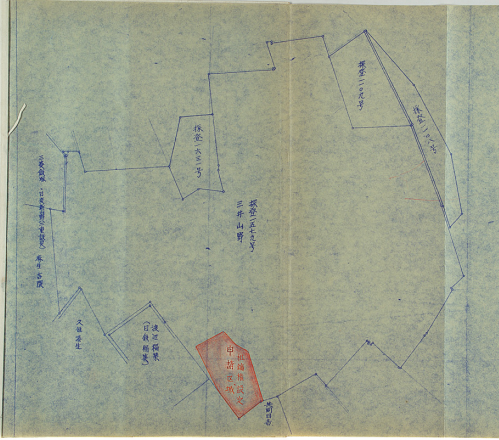
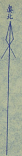
東京都中央区銀座7丁目ノ番地ノ

乙 共同石灰炭業株式会社

社長 入交 太 廣

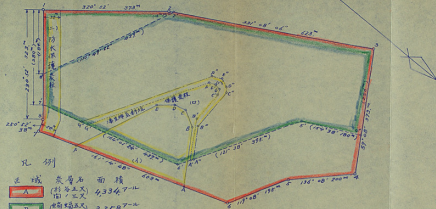


契約書添附圖 縮尺二分之一



契約書添付圖

縮尺五千分之一



凡例

- | | | |
|--------------|----------------|-----------|
| 區域 | 界址名 | 面積 |
| A | (杉谷五叉
間ノ三叉) | 4,334.7-ル |
| B | (杉谷五叉
下ノ一叉) | 3,258.7-ル |
| C | (下ノ八叉
海峽八叉) | 2,895.7-ル |
| (100-30-112) | 保護界柱 | |

保護界柱定域表	杉谷五叉、間ノ三叉			燭燭五叉			下ノ八叉、海峽八叉		
	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離
(1)	6-A	161°14'48"	162.00	6'-A	301°38'	42.00	6'-A'	301°38'	40.00
	A-B	239°30'	180.00	A'-B	239°40'	123.00	A'-B'	239°40'	95.00
	B-C	208°30'	54.00	B'-C	272°20'20"	90.00	B'-C'	271°36'33"	121.00
	C-D	167°15'	36.00	C'-D	247°30'	20.00	C'-D'	247°30'	27.00
	D-E	128°25'	56.00	D'-E	199°00'	18.00	D'-E'	199°00'	28.00
	E-F	116°19'11"	271.00	E'-F	155°00'	20.00	E'-F'	155°00'	32.00
	F-G	161°16'48"	115.00	F'-G	121°45'	386.00	F'-G'	121°45'	415.00
			G-7	164°01'24"	143.00	G'-7'	164°01'24"	122.00	

(7) 租登不614号)

官十提出甲

租
鉉
叔
設
定
契
約
書



所長室

取締役の認定申請書

深澤 雅夫 三井鉱山株式会社
取締役兼 社長
なろうとする者 共同石炭鉱業株式会社

(8)

租 賦 権 の 設 定 申 請 書

「申請区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡稲穂町

面積 四千六百六拾四丁一ム

「目的とする賦物の名称

石 炭

「採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第五七九号

「特定した鉱床

本申請中の杉谷五尺炭層、間三尺炭層、福城五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層

第三八尺炭層、

「存続期間

設定登録の日より向う五ヶ年間

「租賦料ならびにその支払の時刻および方法

租賦料は六千四百六拾七萬円とし租賦権設定登録と同時に式千壹百六拾七萬円也を支払い然則四千壹百萬円也は租賦権設定登録の翌月より毎月式に四百六拾七萬円也を支払い拾ヶ月をもつて完済するものとす。

右の区域において、租賦権の設定を認可されたく区域図（鉱床図、鉱床図の説明書）、理由書および契約書を送へて申請します。

昭和拾陸年七月廿日

東京都中央区銀座七丁目五番地の寄

租賦権者とな ることとする者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県嘉穂郡稲穂町大字牛頭南七五〇番地

右代理人 朝 石 友 助

東京都中央区日本橋室町式丁目壹番地昭

採掘権者 三井鉱山株式会社

右代表取締役 栗 木 勲

福岡県嘉穂郡稲穂町大字鴨生五五番地

三井鉱山株式会社山野鉱業所

右代理人 藤 浅 第一

福岡通商産業局長

人

見

事

殿

鉄 塚 説 明 書

「申筋」の区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡船場町

面積 四千五百餘坪四アール

「目的とする鉄物の名称

石 炭

採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録部府五七九号

特定した鉄塚

本層群中の杉谷五尺炭層、間三尺炭層、幅五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、
御軍八尺炭層

右東京申筋区域は山地丘陵地帯で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩で
成層し、此の間に竹谷層群、本層群および大鏡層群を含む本層群は申筋区域の南部に置
置し当申筋区域に向つて傾斜し申筋区域に属す。

炭層深さは竹谷層群、本層群則は約七十二米、本層群、大鏡層群則は一五一米である。

本層群中の幅五尺、下二尺、土間八尺、御軍八尺の四炭層は、火成岩の侵入を受け、
傾斜、礫石と変化し、炭層もボケツト状を呈する地帯がある。

本申筋目的炭層は、本層群中の杉谷五尺炭層、間三尺炭層、幅五尺炭層、下二尺炭層
土間八尺炭層、御軍八尺炭層の大炭層にして炭層の走向は概ね一三四度北に向つて約二
〇度傾斜す。

炭層の厚さは左記の如し。

杉谷五尺炭層	山丈	間三尺炭層	幅五尺炭層	下二尺炭層	土間八尺炭層	御軍八尺炭層
1100米	炭丈	1200米	1000米	700米	1100米	1100米
1000米		800米	800米	600米	1000米	1000米
700米		600米	600米	500米	900米	900米
500米		500米	500米	400米	800米	800米
400米		400米	400米	300米	700米	700米
300米		300米	300米	200米	600米	600米
200米		200米	200米	100米	500米	500米
100米		100米	100米	0米	400米	400米
0米		0米	0米	0米	300米	300米

本申筋区域に古記炭層が賦存することは、三井山野鉱務所に於ける採掘状態および鉄
の精製等から推定して明かきなり。
右炭床詳細におよびます。

昭和叁拾叁年七月四日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

租税課者とな
るうとする者

共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 大 蔵

福岡県基礎部基課町大字牛膝寄七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

本租賦権設定申請区域は、三井鉱山株式会社所有の福岡県採掘権登録第五九九号鉱区内の東南部に在り、申請人の鉱区と同様にしてその設定申請炭層は、本層群中の杉谷五尺炭層、四三尺炭層、福岡五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、別業八尺炭層の六炭層である。

当申請区域の設定炭層の開採に当つては、申請区域の層部にある申請人の經營する日吉炭層の竹藪坑および杉谷二尺坑を利用し、両坑口より出炭することは技術的、経済的の見地より採掘容易にして、これ以上の開採条件は他に在りて考へられる。

又之に対応する採外階設備も完備してあるので坑内外の階段に亘つて至便である。

故に今回租賦権を設定し申請人の鉱区と共に合併炭業を実施すれば合理的に且又経済的に開採して鉱利の有効利用を図り得ることと明かり。

昭和參拾參年七月廿日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

租賦権者とな りうとする者 共同石炭炭業株式会社

右代表取締役 入 交 太 蔵

福岡県福岡郡基福町大字牛腰南七五〇番地
右代理人 朝 石 友 助



委 任 状

521 (印)

私は高橋新一を代理人と定めて次の事項を委任する

当社が共同石炭飲業株式会社に対し当社所有福岡県那
振振野第 1577 号鉱区の一部面積 4.334 アールに賦
存する杉谷五尺層及び間心三尺層
面積 3258 アールに賦存する福岡五尺層及び下二尺層
面積 2875 アールに賦存するドマ八尺層及び海軍八尺
層に取組設定を承諾するにつき租税勘定申請をな
しその認可後納税受領に当るまで所轄官庁に対し必
要な届手続をなす一切の件

以 上

昭和 33 年 10 月 7 日

東京都中央区日本橋室町貳丁目南番地
三井鉱山株式会社
東京都杉並区馬場貳丁目百貳拾番地

代表取締役 栗 木 幹 (印)

昭 33 第 920 号

寫

委任状

10月 印

福岡縣高橋郡高橋町大字牛野町七五〇番地
明石友助

右の者を私の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

「福岡法第七十七条及同法施行規則第二十三条に基づき、三井鉱山株式会社所有の福岡
県高橋郡高橋町五七九号区内に左記の通り福岡高橋町定印の申請を為し、認可通知
書を受領に至る迄並願可通知書受領後は並願印を納付し、登録済証を受領に至る迄
の一切の行為

記

印

所在地 福岡縣高橋郡高橋町
面積 四千六百平方メートル
特定した鉄床 本層中の杉谷五尺鉄床、厚三尺鉄床、幅五尺鉄床、
下二尺鉄床、土間八尺鉄床、第一八尺鉄床、

右代理委任の意思を表示す。

昭和二十五年四月五日

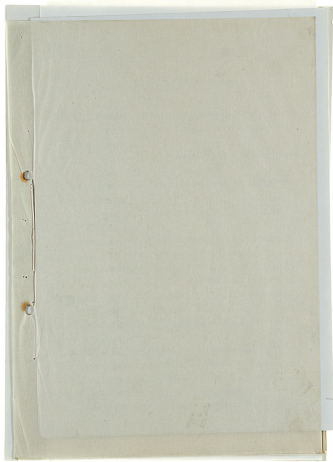
東京都中央区銀座七丁目五番地ノ街

福重泰吉と名 共同石炭鉱業株式会社

らうとする者 右代表取締役 入交太

蓋

印





租 家 権 設 定 契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石灰産業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租家権を設定することについて、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探採権登録第1377号鉱区の1部
別図*示の

(1)A区域面積4334アールに賦存する炭層のうち杉谷五尺層および
間の三尺層

(2)B区域面積3255アールに賦存する炭層のうち編福五尺層および
下二尺層

(3)C区域面積2875アールに賦存する炭層のうちドマ八尺層および
海軍八尺層に租家権を設定することを承諾する。

2前項の表示面積については、所轄官庁の修正命令によりこれに
多少の異動を生じても甲、乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租家権設定承諾区域の内、別図図示B区域の杉谷
五尺層、間の三尺層、C区域の編福五尺層、D区域の下二尺層、
ドマ八尺層、海軍八尺層およびD区域の全設定炭層については採
取権としてこれを探採しないものとする。

第3条 第1条の租家権存続期間は、設定登録の日から5年とする
2前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租家料は金44,670千円也とし、乙は甲に
付租家権設定と同時に金21,670千円を支払い
初金43,000千円を租家権設定登録の翌月より毎月末均等額を

支払い、10ヶ月をもつて完済するものとする。

第5条 乙は租税区の採掘については、予め甲に採掘案又は事業計画を提示し、その承認を得なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の租税区採掘について臨時その採掘箇所に入入り測量その他調査をなし、又は参考資料の提出を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承認してき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所乙の費用で「ダム」を構築するものとする。

2前項の「ダム」構築について乙は一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租税区の採掘に因り甲の事業に支障を来たさぬよう最善の処置を講ずるものとする。

2万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第9条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾をなし、第三者に譲渡し若しくはその他権利の対象としてはならない。

第10条 乙がこの契約の廃止に同意したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2甲は前項の同意により契約を解除した場合においても乙に損害賠償を請求することができる。

第11条 この契約に基づく細目事項につき必要ある場合は、別途協定するものとする。

第12条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に疑義を点じたときは甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決にあたるものとする。

上記契約の証として本書2面を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和30年5月25日

東京都中央区日本橋区町丁日ノ音地 /

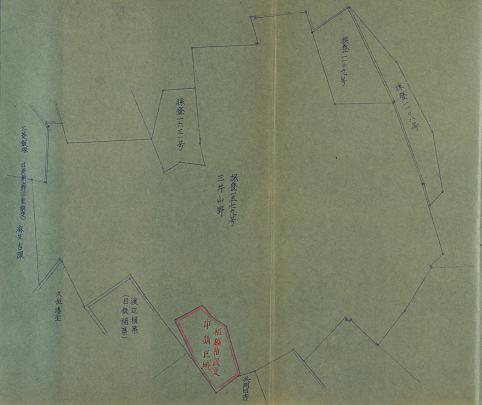
甲 三井鉱山株式会社
社長 栗木 幹

東京都中央区銀座7丁目5番地 /

乙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入交 大 郎

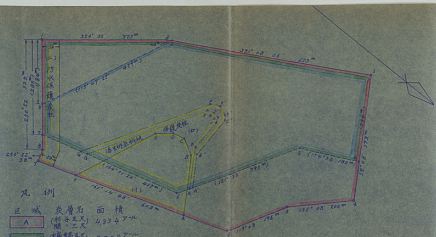
契約書添附圖

縮尺二百分之一



契約書添附圖

縮尺五千分之一



- 凡例
- 炭層石
 (砂谷五尺) 面積 4,334.7^{sq}
 - 炭層石
 (保護地) 面積 2,258.7^{sq}
 - 砂谷五尺
 (保護地) 面積 2,895.7^{sq}
 - 保護地

測線	砂谷五尺 間/三尺		炭層石		下ノスドハ八海軍八尺			
	方位	距離	方位	距離	方位	距離		
G-A	161°14'48"	142 ^m	G-A	301°38'	42 ^m	G-A	301°38'	58 ^m
A-B	239°30'	180	A-B	239°30'	123	A-B	239°48'	95
B-C	268°30'	54	B-C	272°20'20"	90	B-C	271°36'39"	121
C-D	167°15'	36	C-D	247°30'	76	C-D	249°30'	27
D-E	128°25'	56	D-E	199°00'	18	D-E	199°00'	28
E-F	114°19'11"	271	E-F	158°00'	20	E-F	135°00'	32
F-G	161°14'48"	115	F-G	121°45'	386	F-G	121°45'	415
			G-7	162°01'24"	143	G-7	160°01'24"	122

漆指炭柱三区域決定表





同 意 書

飲 区 福岡県糟屋郡豊前町 / 577号
東京都中央区日本橋室町2丁目 / 番地 /
飲業協者 三井 鉱 山 株 式 会 社
代表取締役 栗 木 幹

弊行が抵当権を取得している福岡法務局大牟田出張所登記部 / 号
飲業財団所属上記飲区に対し下記の通り抵当権を設定することと
つき同意します。

記

1. 抵当権設定者

東京都中央区銀座7丁目 / 番地 /
共 同 石 炭 飲 業 株 式 会 社
社 長 入 交 大 蔵

2. 区 域

別紙図示の通り

3. 炭層及び面積

杉谷五尺層、関の三尺層 4,3347-ル
榎崎五尺層、下二尺層 3,2587-ル
ドマ八尺層、海軍八尺層 2,8757-ル

昭和33年 / 0 月 日

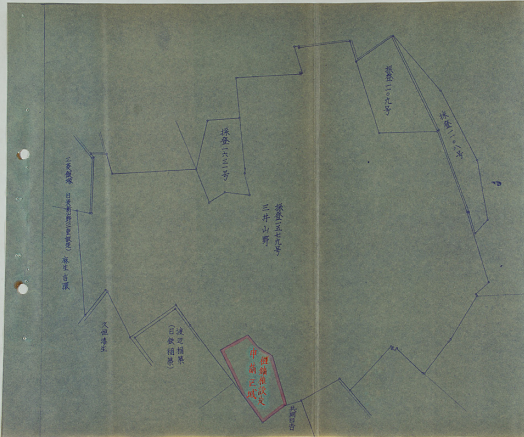
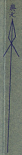
東京都千代田区丸の内 / 丁目 / 番地 /
抵当権者 日 本 興 業 銀 行

取締役 太 田 利 三 郎



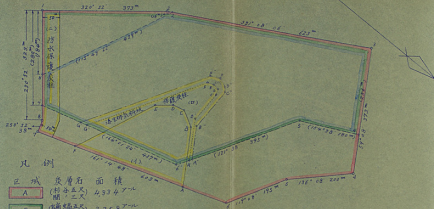
契約書添附圖

縮尺二万分之一



契約書添附圖

縮尺五千分之一



凡例

区域	變遷石	面積
A	(杉谷五又間三又)	4,934 7 ² ル
B	(杉谷五又)	3,258 7 ² ル
C	(杉谷八又)	2,895 7 ² ル
(1410-1510)	保護地柱	

測線	杉谷五又 間三又		杉谷五又		杉谷八又	
	方位角	距離	方位角	距離	方位角	距離
6-A	161°14'48"	142.2	301°38'	42.2	301°38'	50.2
A-B	239°30'	120	239°40'	123	239°40'	95
B-C	208°30'	54	272°20'20"	90	271°36'33"	121
C-D	167°15'	36	247°30'	20	247°30'	27
D-E	138°25'	56	199°00'	18	199°00'	28
E-F	116°19'11"	271	188°00'	20	185°00'	32
F-G	161°14'48"	115	121°45'	386	121°45'	415
G-7			144°01'24"	143	144°01'24"	122

保護地柱區域決定表
漆生排泉斜坑





印鑑証明申請書

東京都中央区日本橋室町武丁日通番地密

三井鉱山株式会社

代表取締役 栗 本 幹

明治三十九年七月廿六日生



右印鑑は貴所に提出してある印面と相違がないことの御証明を願
いたく申上りました

手数料 参拾円也

昭和参拾参年八月貳拾日

東京都中央区日本橋室町武丁日通番地密

三井 鉱山 株 式 会 社

代表取締役 栗 本 幹



東京法務局

日本橋田製所 御中

右証明する

昭和参拾参年八月貳拾日



東京法務局日本橋田製所

控務事務官 平 井





印 鑑 証 明 票

一 印 鑑
東京都中央区銀座七丁目五番地の明
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 郎
明治三十九年八月拾四日生

右 印 鑑 簿 証 明 相 成 度 候 也

手 数 料 金 壹 拾 円

昭 和 三 十 九 年 九 月 拾 五 日

入 交 太 郎

東 京 法 務 局
日 吉 郵 出 張 所 副 中

加 沁 の す

昭 和 三 十 九 年 九 月 拾 五 日

手 数 料 金 壹 拾 円

加 沁 の す

加 沁 の す





發 記 簿 本

「商 号 三井鉱山株式会社

「本 店 東京都中央区日本橋室町三丁目一番地

「取締役の住所氏名

東京都杉並区川柳三丁目三番地

栗 木 幹

「代表取締役の氏名

栗 木 幹

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違ないことを
証する

昭和參拾參年八月貳拾日

昭和參拾參年八月貳拾日



東京佐野局日本輸出所

法務事務官 平 井

実





登記簿抄本

15 司法書士 渡士 照重

→ 商 号 共同石炭炭礦株式会社

→ 本 店 東京都中央区銀座七丁目五番地の巻

→ 取締役の氏名及び住所

高知市曾代町式府番地

→ 代表取締役の氏名

入 交 太 太 藤 藤

右は登記簿の抄本である

入 交 太 太 藤 藤

昭和二十五年九月拾五日

東京支店員日本橋出張所

司法書士 平 井

実





株式会社登記事項中共同代表の定めの登記がないことの証明申請書

一 商 号 三井鉱山株式会社

一 本 店 東京都中央区日本橋室町貳丁目番地

右会社の登記事項中共同して会社を代表すべき定めの登記がないことを御証明いたたく
申願いたします

一 手数料 金 参拾円也

昭和参拾参年 八月貳拾日

東京都中央区日本橋室町貳丁目番地

三井鉱山株式会社

申請人

仲 野 太 郎



東京法務局日本橋出張所 欄中

右 証 明 す る

昭和参拾参年 八月貳拾日

昭和参拾参年 八月貳拾日



東京法務局日本橋出張所

法務事務官 平 井

実



寫

登記事項に変更並に登記がないことの証明申請書

明法書士 池士 茂造
電話使用(特) 八八六番

印

一 商

号

共同石炭鉱業株式会社

一 本

店

東京都中央区銀座七丁目五番地の店

一 取締役の氏名住所

印

高知市廿代町実地番地

入

交

太

証

一 代表取締役の氏名

入

交

太

証

一 右登記事項に変更がないこと

一 右会社の登記事項中に共同代表に関する規定の登記がないこと

右証明願いたく申請いたします

一 手数料 金 六拾円也

昭和叁拾叁年九月拾五日

東京都新宿区戸梁町参丁目貳拾五番地

申請人

池士 茂造

東京法務局日本橋出張所 御中

右証明する

昭和叁拾叁年九月拾五日

印

東京法務局日本橋出張所

法務事務官

平

井

実

印

画

許可書
すまい
許可圖在中

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話〔稻築四三〇番〕
大隈一一番

証券簿の設定申請書

証券簿等
三井鉱山株式会社

証券簿等と
共同石炭産業株式会社

昭和三十三年十一月二日

東京都中央区銀座七丁目五番地の密

申請人 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県糟屋郡高橋町大字牛原府七五〇番地

右代理人 朝 石 友 助

福岡自治産業局長

人 見 孝 殿

租税特許設定新課税新事務提出の件

昭和三十三年十一月二日福岡出納一年第八七号を以て申請したる租税特許の設定申請に必要なる課税新課税別紙の送り提出致します。

租家指定設備設計書

「申請人

東京都中央区銀座七丁目五番地の地
共同石炭炭礦株式会社

右代表取締役 入交 文雄

馬原 敏山 名

三井鉱山株式会社山野課

馬原 敏山の月産

1,000 吨

「池田の状況

申請区域の殆んどは山先沖地帯に地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成り、此の間に竹谷、本層、大徳の三層層群を言ふ、距離は申請区域の南部にあり当区域に向つて傾斜し全区域に亘る。

池田深部竹谷、本層間は約一〇米、本層大徳層間は一〇一〇米である。

申請区域内に於ける層層は層間に略南北に延びる層上り約一〇〇米の正断層と区域の西部に南北に延びる層上り約一〇〇米の正断層がある。

本層群中の幅五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四層層は火成岩の浸入を受け傾倒、燻石に變化してゐる。

「主要な鉱床の位置、走向、傾斜および厚さ

当申請区域の探採目的炭層は、本層群中の杉谷五尺炭層、三三尺炭層、幅五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の六層層にして炭層の走向は概ね一〇〇度北に向つて、N100E 程度傾斜す。

標準炭層の厚さは左記の如し。

杉谷五尺炭層	山丈	1100 米	炭丈	1250 米
三三尺炭層		1000 米		1000 米
幅五尺炭層		1000 米		1000 米
下二尺炭層		1000 米		1000 米
土間八尺炭層		1000 米		1000 米
海軍八尺炭層		1000 米		1000 米

「古河の位置

本租家区域の間に在る竹炭坑は現在日吉炭坑において開採中であり、同坑の深部の層水は水抜坑道を通さくし古河水を抜くものである。

申請区域の杉谷五尺炭層の下層はその殆んどが掘採坑であるが、深部は三井山野一坑に於て掘採中の尤も古河水は無し。

その他の炭層は新炭である。

申請区域の右部には現在掘採中の日吉炭坑の杉谷五尺炭層（下層）の掘採坑があり更に三三尺炭層は現在掘採中である。

土間八尺炭層および海軍八尺炭層は中継区域右側部に現在採掘中の日吉炭鉱の二坑より採掘したる古洞がある。

これ等の古洞又は今後の日吉炭鉱の採掘時に対しては別紙四示の如く各層毎に必要の防水保安炭柱を掘すことを原則的によつて締結されているところである。

併組は別紙坑内図の通りである。

4 運炭量および可採炭量

炭層名	運炭炭量 噸	安全炭 噸	安全炭量 噸	実収率 %	実収炭量 噸
杉谷五尺炭層	100000	40000	110000	0	0
間三尺炭層	100000	0	100000	0	0
間五尺炭層	100000	0	100000	0	0
下二尺炭層	110000	0	100000	0	0
土間八尺炭層	0	0	0	0	0
海軍八尺炭層	0	0	0	0	0
計	400000	40000	440000	0	0

へ一年間に於ける予定炭量

400000 噸

へ採炭の方法

(A) 竹藪坑の採炭方法

採炭は現在進行中の日吉炭竹藪坑から採炭する該坑は竹藪八尺上層、同本層採掘の昭和十七年二月二十日付を以て日松坑第八より鉱業放棄案を提出し、更に当坑より昭和二十五年三月二十日付を以て総合放棄案を提出し又昭和二十五年十月二十五日付および昭和二十九年七月二十八日付(一)へ福通炭業放棄第一号(被採昭和三十三年五月十四日付)(二)福通炭業放棄第二号(被採昭和三十三年五月十四日付)炭層を採掘採掘中の石炭坑なり。

本坑坑口は現在の坑口と同じとして鉱区(採炭第一号)第一号より第二号第一号分、二一〇米の位置である。

採炭坑口は現在の坑口と同じとして鉱区(採炭第一号)第一号より第二号第一号分、二一〇米の位置である。

今回当坑からの放棄区域は区域の西部にある山田川前層(常盤約三〇米の正新層)の深部区域にしてその採掘炭層は杉谷五尺炭層の上部および間三尺炭層である。尚該区域の杉谷五尺炭層の下部は三井山新鉱業所に於て別紙坑内図の通り採掘済である。

(B) 杉谷五尺炭層の採掘方法

杉谷五尺炭層上層の採掘は現在の竹藪本坑の第一スラセ(四示)より杉谷本坑を新設する。その掘さく方法は二九度三〇分の方角、傾斜二二度一〇分の岩石

坑道を水平巨龍^{三〇}米掘進しその地点より左へ曲折し方位を^{一〇}度^{〇〇}分北東へ傾斜は同一にして水平巨龍^{一八〇}米掘進して杉谷五尺炭層上層に到達す。

該層炭点よりその後の同一方向にて傾斜^{一八}度の杉層坑道を水平巨龍^{一七〇}米掘進して該区域に達する為中止する。

^〇米掘進して該区域に達する為中止する。

杉谷本館の位置は^四度^二分^〇秒である。

杉谷砕気館は現在の竹野砕気坑口より水平巨龍^{二二}米の砕気館の地点より^一度^{〇〇}分の方位傾斜^{一八}度^{〇〇}分、加背^三米^〇米^〇米^〇米の谷石坑道を掘ざり、水平巨龍^{一七}米の地点より更に該方位にて傾斜のみを^{一〇}度^{〇〇}分に変更し^{一〇〇}米掘進しその地点より杉谷本館と平行方向に^{一〇}米の距離を設ける為左へ曲折し方位を^{一〇}度^{〇〇}分と改へ傾斜は^{二〇}度^{〇〇}分にて水平巨龍^{一七〇}米にて杉谷五尺炭層上層に到達す。傾斜は同一方向にて傾斜^{一八}度の杉層坑道を水平巨龍^{一八}米掘進して中止する。

以上の方法により新断面を完成せしめ片断は左右に^{一〇}分^〇秒米距離に設ける即ち左右に九片断を設ける。

例四 三尺炭層の掘削方法

三尺炭層の掘削予定区域は今更の各資料から想定するに左程は長さが悪いので右肩のみを掘削す予定とした。

従つて三尺炭層の掘削は杉谷五尺炭層の片断坑道より水平掘入坑道を掘ざりして三尺炭層に達の上掘削片断を設ける。

例五 杉谷二尺坑の掘削方法

掘削は現在進行中の日吉炭層杉谷二尺坑から山田川新層(築港街^三米の正新層)層部の杉谷五尺炭層および山田川新層下部の^五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、御軍八尺炭層を掘削する。

該坑は杉谷五尺炭層上層掘削の時昭和二十九年一月三〇日付(二)九福通新断面(一八)号にて掘出の上取可を受け前述の炭層を掘削集積中の石炭坑なり。

本掘削坑は現在の坑口で該区域(掘削長^{一七}米^八号)と^{一七}米^七号より^{一七}米^二分^一米の位置である。

砕気館坑口は現在の坑口で該区域(掘削長^{一七}米^八号)と^{一七}米^七号より^{一七}米^二分^一米の位置である。

例六 杉谷五尺炭層の掘削方法

杉谷二尺坑よりの杉谷五尺炭層の掘削区域は山田川新層層部の小三角区域にして(新層下部)の杉谷五尺炭層は別記の通り竹野坑より採掘を計画す。その掘削方法は前述の杉谷二尺坑の本則を準用して掘削する。

即ち現在の本館坑(A点)より本館と同方位(北^八度^{〇〇}分)同傾斜(二九度^{〇〇}分)にて杉谷五尺炭層沿坑道を水平巨龍^{一〇}米を掘進すると山田川新層に到達するのでその地点(B点)より水平巨龍^{一七〇}米掘進し九福通より左へ^一度^{〇〇}分の方位に曲折し傾斜^{一八}度の杉層にて水平巨龍^{二一〇}米掘進し中止す。之を杉谷新層と名給す。

④編五尺炭層の採掘方法

編五尺炭層は三井山形炭鉱に於ける状態および採掘の結果炭層中に火成岩が混入してゐることが明かであり、従つて炭層の影相が奇へられるので本層各片層坑道より臨時掘入坑道によつて炭層の上縁部を編五尺炭層に對し、海軍八尺炭層の片層又は本層の坑道より進出せる坑道を設定して採掘する。

⑤二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の採掘方法

下二尺、土間八尺、海軍八尺の三層層の採掘方法は前記彩谷二尺坑本層の山田川断面測定点(3点)より方位を 27° 、 28° 、 29° 分入由折変更し傾斜を 1° 、 2° 、 3° 分にて水平巨層 21° 、 22° 、 23° 分の岩石坑道を掘さくし海軍八尺炭層に到達する。海軍八尺よりその部の同一方向にて傾斜 1° 、 2° 、 3° 分の岩層坑道を水平巨層にて 21° 、 22° 、 23° 米到達して該区域に達するを中止する。同本層の加管は 21° 、 22° 、 23° 米で掘さくす。

採掘は本層と 21° 、 22° 、 23° 米の傾斜にて平行方向に掘さくす。即ち現在の採掘傾斜(0点)より傾斜 1° 、 2° 、 3° 分の彩谷五尺炭層の岩層坑道を 21° 、 22° 、 23° 米到達すると山田川断面に到達するのでその地点(3点)より傾斜 1° 、 2° 、 3° 分の岩石坑道を水平巨層にて 21° 、 22° 、 23° 米掘さくしそれより 5° 、 6° 、 7° 分の岩層坑道は 21° 、 22° 、 23° 分水平巨層 1° 、 2° 、 3° 米にて海軍八尺炭層に到達す。

海軍八尺は同一方向にて傾斜 1° 、 2° 、 3° 分の岩層坑道を水平巨層 21° 、 22° 、 23° 米到達し中止する。

採掘の加管は 21° 、 22° 、 23° 米の加管で掘さくす。

以上の方法により採掘計画を完成せしめ片層は左右に 21° 、 22° 、 23° 米の傾斜に設ける。

採掘方法は彩谷五尺炭層および同三尺炭層は長壁式法を採用するが現地の状況により柱脚式採掘方法も採用することもある。

編五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の四層層は傾斜、傾石に変化してゐるものと推定されるので傾斜の上層柱式採掘方法を採用する。

又下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の三層層はその層間傾斜が僅少ななる為、その採掘に當つては海軍八尺炭層の岩層に對する片層を利用して採掘する。その方法は下層の海軍八尺炭層より土間八尺炭層、下二尺炭層と順次に採掘を実施する。

即ち下層の採掘を終了後該地の進出せる時期に次の上層を採掘する方法を採用する。

採掘に當りては電気オーガー、コンベヤー等を使用、炭層採掘を爲し採掘跡には必要に依り鋼索支架又は突木柱を興築す。

主要傾斜の保安炭柱は片層の採掘終了時に炭層より進出して採掘する。

右面の日言一坑および二坑の採掘跡に對して貯水の為 21° 、 22° 、 23° 米の炭柱を遺留する。

又右部には三井山形炭礦所の採掘傾斜があるためこれを保留の爲別紙坑内圖の通り保安炭柱を設ける。

大地表物件（買取）の有無

租界区は山地帯であるが採掘による「 P_2O_5 」等の鉱質子炭灰界角礫をとると一帯に農村部形および山地があり、其の他公共的物件は山田川橋梁および道路とがある。

租界は別表の地表物件一覽表の通り。

土壌質子の防固係

土壌質子防固係

地表は大部分が山林、丘陵地帯で採掘開削の上上には河川敷築造路および橋梁等はなすが、採掘に伴ふ之毎に影響を与へるので此等の地表崩落を防止する為採掘開削には保安規定を 100% 以上行ふ。

土質崩落の位置地帯子定集および流失防止方法

開削の一部は坑内掘削部に充填処理するか他の崩石は現在の竹藪坑の採掘場を利用し竹藪 100% 馬力便巻機で巻上げ原車で運搬し掘打式に採掘する。

竹藪坑採掘場は山上（掘削 100% 米）を基準として山地の谷間（最低 100% 米）を水平に掘立て、 100% 以上掘削する。

その地帯子定集は 100000 立方米である。

従つて被害は起らないが、若しその量ある時は、土留、石垣、鋼骨の防固施設を行ひ地切り崩落等の予防工事を為す。

高嶺地区附近には地帯崩壊はない。

土質崩落水および洗掘汚水放出量並にこれ等についての土質子防固係

竹藪坑および杉谷二尺坑の両坑とも現在の坑内水は當時毎分一立方米程度で降雨期

は地質改良ため一時出水あり、最大 1000 立方米の湧出を為しこれに対する排水設備をなし坑外へ排水す。

竹藪坑の竹藪八尺層の掘削終了後又は杉谷二尺坑の掘削終了後においては中放水機を一つて排水し又は必要に応じてポンプを稼働する。

両坑與坑外の坑口附近に設置してあるコンクリート造りの貯水槽に入れそれより才田排水機の水流水又は其の熱排水として利用する。

排水水の放流については 100% 式浮遊物機（二台）により微粉を回収せずと共にその汚水は 100% 馬力のハンドポンプにて排水の上竹藪採掘場に放流す。

その排水量は一日約 1000 立方米である。

右排水漏れの汚水は沈澱槽に入れ排水の上排水専用コンクリートの貯槽で才田川に流入せしむ。

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

土質崩壊に對する地帯

上野原地区との関係

申請区域の右辺部にある三井山貯水場の排気新坑の保田および日吉一坑、二坑の防本のみ保田柱を残留する。

隣接地区（層部および右部）は申請者経営の日吉炭鉱であり、本申請区域の炭鉱は、日吉炭鉱と合併調整を為すので関係は殆どない。

又調整に当つて原鉱区の三井山貯水場の承認を得て実施することになっている。

以上

な し

以 上

地表物件一覧表

(単位千円)

種 別	数 量	構造	合 計 評価額	現状被害の 有無割合	備 考
非 公 共 地 區 関 係	建 物	3戸 13坪		550	
	宅 地	坪			
	水 田	44区		1410	
	畑	区			
	溜 池	2ヶ所		210	
	堤 堰	米			
	湧 出 水 路	区			
	井 水 本	坪			
	墓 地	坪			
	そ の 他				
公 共 地 區 関 係	学 校	坪			
	校 舎	区			
	上記物件の敷地	区			
	其 他 施設	区			
	河 川	430米		1130	
	橋 梁	1ヶ所		300	
	堤 防	区			
	道 路	710米		100	
鉄 道	区				
水 道	区				
計			3900		

添付圖

五葉の内第一葉

竹簾坑探掘計画圖

縮尺三十分一

第二葉

杉倉三反坑探掘計画圖

第三葉

坑外

圖

第四葉

炭層柱狀

圖

第五葉

断面

圖

縮尺三十分一

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 稻築四三〇番
大隈一一番

封本 (20170000000)

水島隆太郎

昭和三十三年十一月二十六日

日 吉 郵 局 所



東京本社
副社長 岡中
九州本部

租家権許可証送付ノ件

三井山野地区租家権許可相成リ候分別紙ノ添付御送付申上候
御受取被下度候

東京本社 字 明部
副社長 字 明部
九州本部 許可本部 (本証ニ付大別ニ本管ノ部)

右

共同行政証書株式会社日吉証書所
福岡県日吉郡日吉町
電話 大同一一番 日吉四〇番



青留郵便物受領証

品番	数量	郵便料	受取人の氏名	職名
97	23	55	共同	石巻 飯菜 所
(送付人の住所氏名)				
井 徳				
日 吉 飯 菜 所 殿				
<small>(ご注意) この受領証は郵便物の配達受取るときその場の領受が必要ですから大切に保管して下さい。</small>				

〒981 11 石巻 31.5 送料納

(9)

(A)

寫

福岡縣
商工部

118

組款役認申請認可

福通出 27 年 第 26 号 昭和 27 年 11 月 22 日 申請

福岡県嘉穂郡稲葉町社内
福岡県稲葉町後 167 号 変換抽
取に對する組款役認申請

申請期間 認可後 1 年
組款業者 共同のちやん業株式会社
取業者 三井鉱山株式会社

上記申請は別紙附面の区域について認可したから通知する。

昭和 28 年 11 月 22 日

福岡通商産業局長 人見

福岡通商産業局長印

福岡県銀行登録簿第 112 号

昭和 27 年 11 月 22 日 登録

附位番号 267 / 番

福岡通商産業局長印

上記登録簿

券
第
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30



第一圖

福國米
吉德郡
租業區

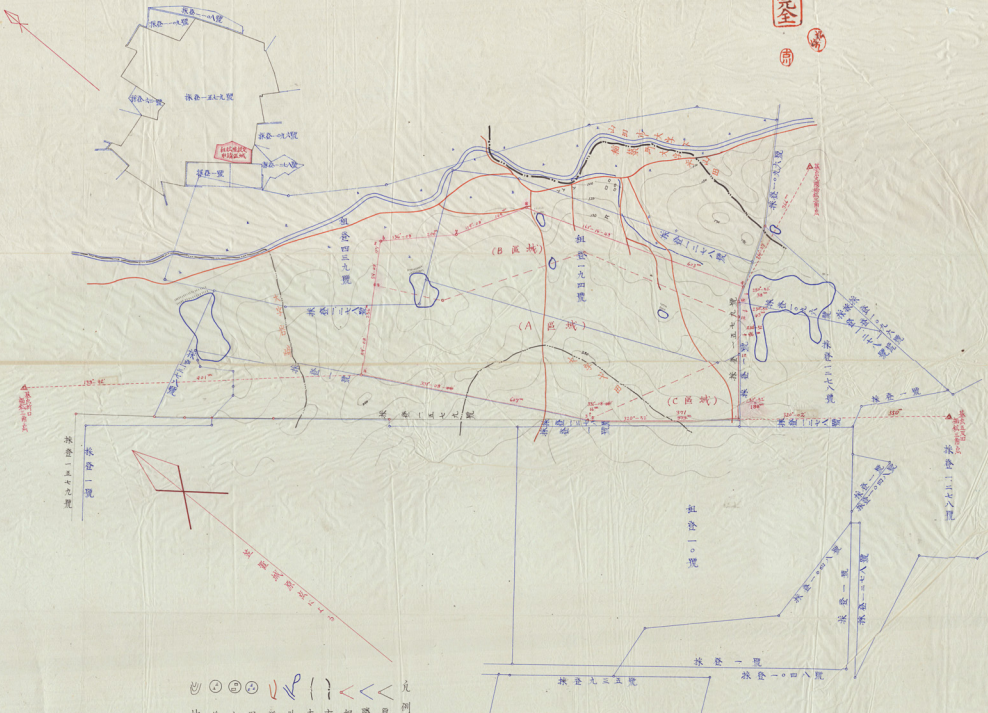
昭和
第 12 号
1921. 4
福國米

第一圖

關係示意图 縮尺五万余一

國圖完全

印



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓

協 定 書 (案)



三井鉱山株式会社若松支店を甲とし共同石炭鉱業株式会社九州本部を乙とし三井鉱山株式会社と共同石炭鉱業株式会社との間に締結した昭和30年5月25日付契約書(以下契約書と云う)第1条に基づき乙産出の石炭を甲に販売する事に同し次の通り協定する。

記

第1条(範囲)

乙は契約書に基づく掘鉱区及び乙所有鉱区より産出する日吉洗粉(保証品位45.00%)を甲に販売するものとする。

第2条(数量)

乙の甲に対する販売総数量は102700 噸とし毎月の販売数量については原則として別表に定めらる通りとする。但し具体的数量については前期末迄に甲乙協議の上決定する。

第3条(設定)

炭質は三井鉱山株式会社山野鉱務所産出の山野洗粉の当取期決算山元手取金を基準として販売口税(200円)を差引いた価格とする。

但し決算山元手取算出迄の間は当該期予算山元手取価格を基準とし前項に準じて概算設定を決定する。

第4条(支払条件)

甲の乙に支払う代金は原則として月末締切翌々月末現金払とする。

甲は概算設定の精算を期毎に当該期山元手取価格決定次商選簿をなく精算支払いするものとする。

第5条(荷渡条件)

(イ) 荷渡条件は原則として標準駅アロミとする。

但し貨車運賃は乙の立替とし代支払の額精算する。

(ロ) 数量の測定は甲乙協議の上取決めた Cubic 荷りの数量に基づき算出する。

(ハ) 甲は毎月の輸送計画を前月末日迄に乙に連絡するものとする。

第6条(品質管理)

(イ) 乙は責任を以つて保証品位を維持しなければならぬ。

(ロ) 保証品位を下廻つた場合は別に定めるペナルティを乙は甲に支払わなければならない。

此の協定の有効期間は乙の販売総数量完結迄とする。

本協定の各条項に就いて特別の事情ある場合は甲乙協議の上変更する事が出来る。

此の協定の証として本書2通を作成し甲乙各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 三井鉱山株式会社若松支店
支店長 青木 康 平

乙 共同石炭鉱業株式会社九州本部
九州本部長 久保田 増 三

昭和33年12月26日

三井鉱山株式会社山形鉱業所

所長 原 浩 又 夫 殿

共同石炭企業株式会社山形営業所

所長 宇佐見 敏

坑道通過制限の件

昭和33年3月25日付を以て貴社と当社の間に於て契約を締結致しました当地区域内の採掘のため竹藪坑に於ては杉谷本組（加管2.4米×2.2米/米杉谷沼層）及び左二片（加管1.8米×2.2米/米杉谷二尺）坑に於ては沼組（加管2.4米×2.2米/米八咫組）が貴社採掘権坑係面取付制限区域を通過致します（別紙図示）従つて前記坑道通過のみにて採掘をなさることを解約申します、併て例奉右の事情を御察出の上（別紙図示）坑道通過を御承諾下さいませ御願い申上げます。

以 上

三井 原 浩 又 夫

三井 山形 営業所
所長 原 浩 又 夫



(10)

共

昭和34年2月7日

三井鉱山株式会社山野鉱務所

所長 原 納 又 央 殿

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所

鉱業代理人 宇佐見 敏 殿

出炭量等調査及び坑道通過承諾書送付の件
J*山崎発第 / J*号を以て御用会の出炭量等の調査書及
び共同石炭鉱業株式会社より受領の坑道通過承諾書の写し別紙
の通り御送付致しますので御査収下さい。

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱務所
出炭量等調査承諾書列子部
受取次第——印 取替料〇金

役員名

社長	入交大藏 (代表取締役) 明治27年7月1日 高知県生 高知商業卒 入交産業及び高知汽船取締役社長 高知商工会議所会頭
副社長	入交大兵衛 (代表取締役) 明治34年7月13日 高知県生 慶応大学経済学部卒 東洋電化工業社長 入交産業副社長
常務取締役	入交大三郎 明治34年1月3日 高知県生 早稲田大学商学部卒 入交産業取締役 東洋電化工業取締役
九州本部長	久保田 清三 (常務取締役) 明治37年1月1日 高知県生 明治大学商学部卒 香松商工会議所常議員 昭和11年2月10日入社 昭和23年7月常務取締役就任今日に至る
島嶼支店長	浜田 茂実 (常務取締役) 明治30年2月27日 高知県生 早稲田大学工学部卒 昭和13年7月15日入社 昭和23年11月常務取締役就任今日に至る
大阪支店長	湖井 茂 (常務取締役) 明治34年3月27日 兵庫県生 大阪第五専門卒 昭和11年5月15日入社 昭和24年7月取締役、昭和33年5月常務 取締役就任今日に至る
生産部長	明石 友壽 (常務取締役) 明治27年5月1日 山口県生 大正11年入社 昭和14年取締役 昭和22年常務取締役就任今日に至る

日吉鉱業所長 宇佐見 敏 一 (取締役)
 明治34年8月21日 愛媛県生
 昭和18年3月1日入社
 昭和22年取締役任就任今日に至る

経理部長 清 田 隆 三 (取締役)
 明治34年3月2日生
 神戸高商卒
 昭和8年6月1日入社
 昭和27年11月経理部長
 昭和33年1月取締役任就任今日に至る

販売役員 赤 藤 次 彦
 明治33年5月12日生
 竹田中学卒
 昭和21年2月入社
 昭和27年3月販売役員任就任今日に至る

- (4) 資本金 2000万円
 (5) 販売先(予定)
 有 限 日本セメント会社、東京電力、九州電力、国鉄
 加担、磐石 全国保豆、石炭工場
 (6) 租鉱区の出産開始年月日
 昭和33年1月-----1200屯 2月-----2300屯
 3月-----2300屯
 (7) 出展計画

年別	鉱区別			
	自鉱区	租鉱区	合計	
33年	上期	37867	0	37867
	下期	41407	0	41407
	計	81274	0	81274
34年	上期	44530	0	44530
	下期	43830	5800	47630
	計	88360	5800	94160
35年	上期	31200	24000	55200
	下期	32200	27000	59200
	計	59400	51000	110400
36年	上期	16200	37000	53200
	下期	16200	37000	53200
	計	32400	74000	110400

(6) 販売及びその数量(最近4ヶ月別実績) (租鉱区分) 租鉱区分の販売実績なし

34.3.28
 34.3.28
 34.3.28

(11)

九葉部 70 / 号
 昭和34年3月24日
 「写」紙業部、大阪

東京本社
 御中
日吉紙業所

九州本部業務課

三井鉱山納税基礎の件

日吉紙業所の三井鉱山山野紙業所よりの鉱区租行
 に伴う三井鉱山えの納税につきましては、先般米
 折衝を続けて居りましたが、昨日別紙写の通り当
 地三井鉱山若松支店と協定致しましたので、御通
 知申し上げます。

以上

共
 同
 炭
 紙
 業
 株
 式
 会
 社

住	長	事	務	課	長	印
決						

34.3.28
 印
 印

協 定 書

三井鉱山株式会社若松支店を甲とし共同石炭株式会社九州本部を乙とし三井鉱山株式会社と共同石炭株式会社との間に締結した昭和30年5月25日付契約書(以下契約書とす)第11条に基き乙側出の石炭を甲に販売する事に關し次の通り協定する。

記

第1条(商標)

乙は契約書に基き若松産及乙所有鉱区より産出する日置炭粉(保證品位4500cal)を甲に販売するものとする。

第2条(数量)

乙の甲に対する販売数量は10ス700トンとし毎期の販売数量については原則として契約に定める通りとする。
 但し具体的数量については毎期末迄に甲乙協議の上決定する。

第3条(炭質)

炭質は三井鉱山株式会社山形炭礦所産出の山形炭粉の最終検算山元爭取を基準として炭質口税(200円)を差引いた価格とする。
 但し検算山元爭取出高の時は当該期予算山元爭取価格を基準とし前項に準じて販売炭質を決定する。

V.
 印

第4条(支払条件)

甲の乙に支払う炭代は原則として月末締め翌々月末現金払とする。
 甲は炭質炭質の検算を毎時当該期山元爭取価格決定次第遅延なく清算支払いするものとする。

第5条(荷渡条件)

①荷渡条件は原則として標準炭A、O、Rとする。但し炭質運賃は乙の立寄し炭代支払の額相減する。
 荷渡炭の選定は甲乙協議の上収められた炭質の重量に基き選出する。
 ②甲は毎月の荷送計画を毎月末日迄に乙に連絡するものとする。

第6条(品質管理)

①乙は責任を以つて保證品位を維持しなければならぬ。
 ②保證品位を下廻つた場合は甲に定めるペナルティを乙は甲に支払はなければならぬ。

此の協定の有効期間は乙の販売数量完済迄とする。本協定の各条項に就いて争議の事がある場合は甲乙協議の上変更する事が出来る。此の協定の正として本管2通を作成し甲乙各1通を保有するものとする。



昭和34年 / 月 / 日

甲 三井鉱山株式会社若狭支店
支店長 曾 本 源 平

乙 共同石灰炭礦株式会社
社長 入 交 太 蔵

上記代理人
共同石灰炭礦株式会社九州本部
本部長 久 保 國 晴 三

大 正 十 五 年 七 月 九 日
山 越 宛 第 二 二 号
昭和二十六年七月九日

(12)

長
崎
支
店

共同石灰炭業株式会社日吉炭業所
所 長 宇 佐 見 敷 一 殿

三井鉱山株式会社山野炭業所
所 長 原 納 又 夫

新
直
取
付

箱館区内の杉谷五尺層防水保安炭柱埋設について
欄記に関するノ月ヨ日付書状拝讀しました。
就きましては弊方において本件充分検討させて頂き度いと存じ
ておりますので、御取次下さるようお願い申し上げます。

以 上



昭和33年12月26日



三井鉱山株式会社山形鉱業所
所長 原 勉 又 大 副

共同石炭鉱業株式会社日百鉱業所
所 長 宇 佐 見 敏 一

今般貴社の特別な調取計によりまして沼田町杉谷五尺層第6/4号の
埋蔵権調査が出来ましたことは例に貴社の御厚情の賜と深く御感激
し衷心より御礼申上ます

悉して早速本区域の地質を調査するに当り全調取計の結果杉谷五尺層
層に於いては山田川筋層の深部層位に、別紙図示の如く新に防水
保安設備を調査することになりました。此の面積約5,000平方メ
であります。

仍て上記事情のため今後当社が貴社より既調査区域内に於ける新たな
炭層（地下五尺層、杉谷上二尺層）が若し当社に於いて採行可能な場
合、当社がその調査を貴社に御依頼上げる時に特別の御配慮を願いま
すよう御願申上ます

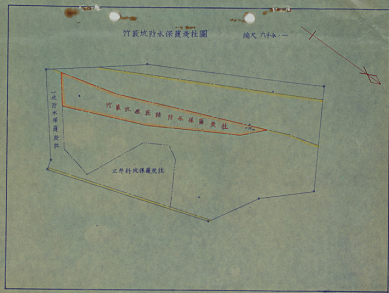
尚前記保安調査区域内の杉谷五尺層は貴社の御承諾による地質調査図示
の本図、通知、且貫等の坑道通過のみとして御照しなれことを御約束
申上ます

右の事情を御察酌下さいまして特別の調取計相成度御願申上ます。

以 上

竹園坎貯水保蓄設施圖

圖式六種之一



一式貯水保蓄設施

竹園坎貯水保蓄設施

二式貯水保蓄設施



昭和 年 月 日
 昭和電業株式会社
 大同石炭鉱業株式会社
 日吉 鉱 業 所

番 号	年 月 日	文 書 名 (件 名)	宛 信 番	受 信 番
(1)	29.12.2	三井鉱区分譲領提当の件	日吉	本社
(2)	30.5.20	増田野天谷遺(行状書) <small>(1929.12.2)</small>	三井 日吉	
(3)	30.8.30	三井鉱区分譲領提当の件 目録 - 増田野天谷遺行状書	日吉	本社
(4)	30.11.20	遺囑契約書送附	三井	日吉
(5)-1	30.9.7	三井鉱区分譲領提当の件	日吉	本社
-2	30.10.11	三井鉱区分譲領提当	“	“
-3	31.1.20	三井鉱区分譲領提当	日吉	本社
-4	31.5.20	鉱区分譲領提当の件	日吉	三井
-5	32.1.23	“	“	“
-6	32.10	出資計画説明書	“	“
(6)	33.10	三井鉱区分譲領提当の件 <small>(1929.12.2)</small>	日吉 時	
(7)	“	“ <small>(1929.12.2)</small>		
(8)	33.11.9	租額収戻請求書		
(9)	33.11.22	三井租額収戻請求書		
(10)	34.2.18	三井租額収戻請求書 三井租額収戻請求書		
(11)	34.1.1	三井租額収戻請求書 <small>(1929.12.2)</small>	本社	日吉
(12)	34.1.9	租額収戻請求書の件	三井	日吉